

# 県外

## 令和6、7年度 高知県測量・建設コンサルタント等業務 競争入札参加資格審査申請要領

○お知らせ	(P2)
1. 申請にあたって	(P3)
2. 申請内容詳細	(P4～P10)
添付書類	(P11)
3. 資格の取消について	(P12)
4. 組織変更等に伴う再審査の手続について	(P12)
5. その他の再審査について	(P13)
6. 申請情報等	(P13)

### 高知県土木部土木政策課

<要領に関する問い合わせ先>

高知県土木部土木政策課建設業振興担当

電 話：088-823-9815

FAX：088-823-9263

## <お知らせ>

土木政策課では、令和5年度から入札参加資格の電子申請による受付を開始します。これに伴い、申請者の業務負担軽減等の観点から、下記のとおり制度を変更します。

### ①電子申請による受付

電子申請システムでの申請受付を開始。

システムの利用時間は午前8:00～午後10:00となっています。

システムに障害が発生した場合や、その他知事が必要があると認めるときは、申請方法または期間を別に定めることがあります。

### ②入札参加資格の有効期間の再調整

令和5年度入札参加資格の有効期間は、電子申請による市町村との共同受付を開始することに伴い、足並みを揃えるため「1年間」としていましたが、令和5年度に行う資格審査からは従来の「2年間」とします。

なお、令和6、7年度入札参加資格は令和5年12月から申請を受け付けます。

※中間年は、新規事業者と業種追加を行う事業者のみ審査（これまでと同様の取扱い）。

### ③県内全市町村との共同受付

県内全市町村（高知市上下水道局を含む。）との共同受付を開始。

県が業者情報等を一括して審査し、申請先市町村へ審査結果の情報を提供。

申請者の申請業務負担（市町村分）を軽減。

申請・審査にあたっては、高知県の要綱・要領を適用。

## ＜申請要領＞ 県外業者用

令和6、7年度（令和6年4月1日～令和8年3月31日）に高知県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計業務等の一般競争入札（指名競争入札を含む。以下同じ。）に参加を希望される方の申請方法等は次のとおりです。

なお、この要領における「審査基準日」は令和5年10月1日で、業務区分等については別表に定めるところによります。

### 1. 申請にあたって

#### (1) 受付方法

- ・高知県入札参加資格共同電子申請システムを使用して行います。

【入札参加資格申請は、下記リンクから】

<https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/portal/>

- ・申請にあたっては事業者毎にIDとPWが必要となります。

#### ＜令和5年度に「高知県」の入札参加資格を有している事業者＞

10月下旬頃、にIDとPWを付与（郵送）します。

#### ＜令和5年度に「高知県」の入札参加資格を有していない事業者＞

IDとPWの事前付与は行いません。高知県電子申請サービス（下記のリンク）より申請のうえ、IDとPWを取得してください。申請から付与まで2～3週間ほど時間を要します。早めの申請をお願いします。

【ID、PWの付与申請は、下記リンクから】

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=7596](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7596)

#### (2) 受付期間 **令和5年12月1日（金）～令和5年12月28日（木）**

※申請内容を確認後、補正を依頼する場合があります。

早めの申請にご協力をお願い致します。

#### ※注意事項※

- ・令和5年12月28日（木）以降は受付をしませんので、必ず受付期間内に提出をしてください。

## 2. 申請内容詳細

### (1) 基本情報入力画面

#### 項番 1～項番 12

申請事業者に係る基本情報を入力してください。

※ 法人の場合、法人番号を入力すれば商号名称等の基本情報が入力されます。

※ 項番 11「課税免税届」は令和6年4月1日現在が消費税の課税事業者であれば「課税」、免税事業者であれば「免税」を入力してください。

#### 項番 13 入札用メールアドレス

指名通知情報が届くメールアドレスになります。

#### 項番 14 申請用メールアドレス

電子申請情報が届くメールアドレスになります。

同じアドレスでも構いません。

#### 電子入札について

一般競争入札、指名競争入札は、一部を除いて電子入札により実施しています。  
電子入札制度には、次の特長があります。

- (1) 指名競争入札の指名通知、一般競争入札の入札参加資格確認申請書受付通知は、すべて電子メールで行いますので、土木事務所等の入札実施機関へ来ていただいて各種の手続をする必要がありません。
- (2) 一般競争入札の公告及び入札金額の積算に必要な設計図書は電子閲覧が可能で、一般競争入札参加申請もインターネットを介して行うので、土木事務所等の入札実施機関へ来ていただく必要がありません。
- (3) 入札はインターネットを介して行い、結果通知は電子メールで行われるので、入札日に入札会場へ来ていただく必要がなくなります。

高知県の建設工事に係る委託業務の入札契約に係る手続きを行うためには、電子入札に対応できる環境整備が必要不可欠となっており、入札参加資格申請には、メールアドレスの取得が必須要件となっています。

今回初めて入札参加資格を申請される方等で、会社メールアドレス未取得の方は、入札参加資格申請書への記入ができるよう取得をお願いします。

また、携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受け取り容量が小さいもの（概ね5GB未満）での登録は控えて下さい。

なお、申請後にメールアドレスを変更した場合は、変更届が必要です。

電子入札に関する照会先

高知県土木部土木政策課契約担当

TEL 088-823-9813

**項番 15** 審査基準日現在で登録を受けている業務区分

申請業務のうち、審査基準日時点で登録を受けている業務区分を選択してください。  
なお、下記業務の申請は、法律上必要な営業の登録を受けている場合に限ります。

◎：1～3の測量業務全部門、4建築一般、5意匠、6構造、  
14～34土木関係建設コンサルタント全部門、  
36～45補償コンサルタント全部門

○：35地質調査業務

▲：47環境調査、49水質等分析

◎：委任先の支店・営業所等まで登録が必要  
○：本社等に登録が確認できれば申請可能  
▲：事業者として計量法第107条の登録を受けた  
事業所を有していれば申請可能

**項番 16** 建築士事務所登録区分

建築士事務所の登録区分（なし（空白）/1級建築士事務所/2級建築士事務所/木造建築士事務所）を選択してください。

**項番 17** 計量証明事業登録区分

「環境調査」または「水質等分析」を申請する場合、計量証明事業の登録区分（濃度/音圧レベル/振動加速度レベル）について、登録しているものをすべてを選択してください。

**項番 18** 純資産合計（千円）

審査基準日の直前決算の「自己資本額」を入力して下さい。

- ・法人の場合 → 貸借対照表 純資産の部「純資産合計」の額を入力して下さい。
- ・個人の場合

①「青色申告」で貸借対照表を作成し申告している方

→ 貸借対照表の期末時点での以下の計算をした金額を入力して下さい。

**【元入金＋青色申告特別控除前の所得金額＋事業主借－事業主貸】**

②「白色申告」又は「青色申告」で貸借対照表を作成していない方

→ 自己資本額は空白として下さい。（貸借対照表がないため）

**項番 19** 営業年数（年）

審査基準日時点の営業年数を入力して下さい。1年未満の端数は切り捨てとします。

**項番 20** 登録を受けている業務 **システムへの添付を要します**

・項番 15～17 で選択した業務について、当該業務の営業に関する登録の証明書を添付してください。

◎支店・営業所等に入札・契約等の権限を委任する場合（以下、「入札契約等権限を委任する場合」という。）で、下記の業務に係る入札契約等権限を委任する場合には、本社の登録証と併せて、支店・営業所等に登録があることを証明する書類（測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類（1 ページ目）や、現況報告書別紙や、支店の登録証等）も必要です。

1～3 の測量業務全部門、4 建築一般、5 意匠、6 構造、  
14～34 土木関係建設コンサルタント全部門、  
36～45 補償コンサルタント全部門

・登録証明書が複数ある場合には、1 つのデータにして添付してください。

**項番 21** 技術職員実数（無資格者を含む）

令和 5 年 11 月 30 日現在で、管理部門、営業部門などを除き、コンサルタント業務にたずさわる技術職員の人数を入力して下さい。

**項番 22** 納税証明書（国税）、（都道府県税）、（市町村（区）税）

**システムへの添付を要します**

証明日が令和 5 年 10 月 1 日以降のもので、審査基準日前日（令和 5 年 9 月 30 日）までに納期限の到来した全ての税について滞納がない旨の記載があるものを添付してください。

国税 **必須** 個人事業者は様式その 3 の 2、法人事業者は様式その 3 の 3  
都道府県税 **必須**  
高知県税 高知県で業務を行っており、県内に営業所・事務所等がある場合（事務所等の名称・形態は問わず）は、その営業所・事務所等を管轄する高知県の県税事務所の納税証明書。なお、その営業所・事務所等に委任しない場合も、高知県内に営業所・事務所等がある場合は、県税事務所の納税証明書は必要です。  
市区町村税 **必須** （※東京都 23 区内の法人は不要）

※ 「滞納無し」という納税証明書の種類が無く、年度ごとでしか納税証明書が発行できない自治体の場合、直前 1 年分の事業税、固定資産税など全ての税目の納税証明書

**項番 23** 商業登記簿謄本 **システムへの添付を要します**

申請者が法人の場合には・・・商業登記簿謄本

申請者が個人の場合には・・・代表者の身分証明書（市町村長の証明）

※ いずれも発行日が申請日以前3ヶ月以内のもの。

**項番 25～項番 28** **システムへの添付を要します（行政書士による代理申請の場合）**

行政書士による代理申請の場合は「あり」を入力し、代理人名、代理人メールアドレスを入力したうえで、委任状を添付してください。

なお、委任状の宛先を明記する場合には「申請先自治体の長」という文言で、委任の範囲を明記する場合には「申請先自治体に係る…」という文言にしてください。

## （2）申請・委任先選択画面

高知県を含む、県内全市町村（高知市上下水道局を含む。）を申請先として申請することが出来ます。また、各自治体毎への申請について、支店・営業所等への委任をするか否かを選択することが出来ます。

**委任なし**：支店・営業所等へ委任をせずに、本社でしか入札・契約等を行わない場合

**全委任**：本社の入札・契約等権限を、全て支店・営業所等に委任する場合

※ 一部の業種について契約等権限を委任し、残りの業種について本社で契約等を行うこと（一部委任）は出来ません。

◎本社でしか入札・契約等を行わない場合には、基本的には「委任なし」となります。

◎入札契約等権限を委任する場合で、下記の業務に係る入札契約等権限を委任する場合には、本社の登録と併せて、支店・営業所等の登録も必要です。

**項番 20** で、本社の登録証と併せて、支店・営業所等に登録があることを証明する書類（測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類（1 ページ目）や、現況報告書別紙や、支店の登録証等）を併せて添付してください。

1～3の測量業務全部門、4 建築一般、5 意匠、6 構造、

14～34 土木関係建設コンサルタント全部門、

36～45 補償コンサルタント全部門

### (3) 営業所・申請業種選択画面

項番 29～項番 40 システムへの添付を要します(支店・営業所等に委任する場合)

(2) 申請・委任先選択画面で選択した自治体への申請について、入札契約等権限を委任する場合には、委任先の支店・営業所等に関する情報や業種を入力してください。

令和6、7年度を通して代表者の落札後の契約権限を支店・営業所等に委任する場合は、年間委任状(任意様式)としてその旨記入し、提出してください。これにより、一般競争入札における入札参加資格確認通知又は指名競争入札における指名通知は、代表者ではなく当該年間委任状の受任者あてに送付するとともに、契約締結時の相手方も当該受任者となります。

紙入札において、入札権限を委任する年間委任状を使用する場合は、任意に作成(写し可)し、個々の入札時に提出して下さい。

提出先(申請先自治体の長)、委任期間、委任内容の記載と、委任者及び受任者の押印が必要です。

- ※ 委任状は申請先自治体ごとに添付を要しますので、委任状の宛先は申請先自治体の長(例:高知県知事(高知県への申請で支店・営業所等に委任する場合)、高知市長(高知市への申請で支店・営業所等に委任する場合))としてください。
- ※ 委任期間は、「令和6年4月1日～令和8年3月31日」とします。
- ※ 上記取扱いの問い合わせは、土木政策課契約担当(Tel.088-823-9813)までお願いします。
- ※ 申請業務のうち、「その他」を申請する場合に業務内容を20文字以内で簡潔に入力して下さい。

項番 41 測量等実績高 システムへの添付を要します

コンサルタント業務のみの実績とし、建設業等兼業部分の実績は、除いて下さい。  
(千円未満切り捨て、消費税抜きで入力して下さい。(免税事業者は税込みで構いません。))

- (1) 審査基準日の「直前1年度」及び「直前2年度」の事業年度に係る完成業務高について入力して下さい。また、決算期変更の場合等は、完成業務高を按分するなどして12ヵ月相当分に換算して入力して下さい。
- (2) 「申請業務以外の分」の実績高には申請業務以外の完成業務高を入力して下さい。
- (3) 財務諸表等(審査基準日の「直前1年度」及び「直前2年度」の事業年度分)を申請業務ごとに添付して下さい。-※1

- ・法人の場合
  - ①「現況報告書のうち、地方整備局の受付印が押されたページ（表紙）」及び「現況報告書のうち、財務事項一覧表」－※2－※3
  - ②税務申告に添付している財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）
- ・個人の場合
  - ①国へ提出した「損益計算書」及び「貸借対照表」
  - ②税務申告に添付している財務諸表（【青色申告決算書または白色申告書】及び【確定申告書B（第一表及び第二表）】）

※1 現況報告書等提出の定めがないため「建築関係コンサルタント」を申請する場合は不要です  
ので、②または②を「合計」欄に添付してください。

※2 測量業については「測量法第55条の8の規定に基づく書類の表紙」と「財務事項一覧表のページ」  
を併せて提出していただき、提出の際は、地方整備局の提出日を余白に記入して提出してください。

※3 決算期の問題で申請時点で未返却の場合、地方整備局への提出日を余白に記入して提出してください

(1) 項番 15 で登録（国土交通省登録）を受けている業務を選択した場合、当該業務に係る①または①を業務ごとに添付してください（当該業務のみの申請の場合、「合計」欄への添付は不要です）。

(2) 項番 15 で登録（国土交通省登録）を受けている業務を選択していない等の理由で、業務ごとに財務事項一覧表を添付できない場合は②または②を「合計」欄に添付してください。

(3) 国土交通省登録を受けている業務と、国土交通省登録を受けていない業務の両方を申請する場合、国土交通省登録を受けている業務については、当該業務に係る①または①を業務ごとに添付したうえで、②または②を「合計」欄に添付してください。

#### (4) 系列会社の状況入力画面

##### 項番 43～項番 53

申請先自治体に入札参加資格を申請し、又は申請を予定している系列会社がある場合には、当該会社情報を入力してください。

##### (1) 会社法に規定する親会社等

申請者から見て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等が申請先自治体に対して入札参加資格申請を行い、または申請を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称及び住所を入力すること。

##### (2) 会社法に規定する子会社等

申請者から見て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等が申請先自治体に対して入札参加資格申請を行い、または申請を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称及び住所を入力すること。

##### (3) 役員の兼任

申請者の役員が、申請先自治体に対して入札参加資格申請を行い、または申請を予定している場合に「有」を選択し、申請者における役職、氏名、兼任先の商号又は名称及び住所を入力すること。

## (5) 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)画面

### 項番 55

高知県内の市町村における上記の特別徴収義務を実施しているかどうかを確認します。1による申告か2または3による誓約を行わない場合は、資格審査の申請はできません。

・個人住民税の特別徴収を実施している場合には、該当する従業員が最も多く居住する市町村を選択し、当該従業員数を入力してください。

・新規事業者等のため、審査基準日現在、高知県内の市町村から、地方税法第321条の4の規定による特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合は、2により誓約して下さい。(なお、前回の入札参加資格審査において、2により誓約したにもかかわらず、対象者があがりながら個人住民税の特別徴収を実施していない場合は、誓約書は受け付けないので注意して下さい。)

・高知県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員等が全くいない場合は、3-1により誓約して下さい。

## (6) 暴力団排除照会対象者の入力画面

### 項番 56

令和5年度に行う資格審査(令和6、7年度資格)から入札参加資格申請の際に、暴力団排除照会対象者を入力していただきます。

審査基準日時点の暴排照会対象者(法人である場合においては、役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者)、個人である場合においては、その者。併せて、該当する場合には、支配人及び支店又は支店に準ずる営業所の代表者(支配人である者を除く。)の「氏名」「生年月日」「性別(任意)」「役職等(任意)」を入力してください。

## 【添付書類】

システムへの添付が必要なものを下記にまとめていますので、参考にしてください。

通番	提出書類	概要
①	営業に関する登録の証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請業務のうち、項番 15 で登録を受けている業務を選択した場合、当該業務の営業に関する登録の証明書</li> <li>・契約等権限を委任する場合で、支店・営業所等まで登録が求められる業務については、「<u>本社の登録証</u>」と「<u>支店・営業所等の登録証</u>」を併せて添付</li> </ul>
②	納税証明書（国税）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明日が<u>令和 5 年 10 月 1 日以降</u>のもので、「滞納がない」ことが証明されているもの</li> </ul>
③	納税証明書（都道府県税） ※ <u>高知県税分も必要な場合あり</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明日が<u>令和 5 年 10 月 1 日以降</u>のもので、「滞納がない」ことが証明されているもの</li> </ul>
④	納税証明書（市町村税） ※ <u>東京都 23 区内の法人は不要</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明日が<u>令和 5 年 10 月 1 日以降</u>のもので、「滞納がない」ことが証明されているもの</li> </ul>
⑤	商業登記簿謄本 （代表者の身分証明書）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合は「商業登記簿謄本」</li> <li>・個人の場合は「代表者の身分証明書」</li> <li>※ <u>いずれも発行日が申請日以前 3 ヶ月以内のもの</u></li> </ul>
⑦	委任状（行政書士）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政書士による代理申請の場合、入札参加資格申請を行政書士に委任する旨の委任状</li> </ul>
⑧	委任状（本社→支店・営業所等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社の代表者から支店・営業所等の代表者へ契約等権限を委任する旨の委任状</li> <li>※ <u>委任者・受任者双方の押印が必要</u></li> </ul>
⑨	各登録規程第 7 条に規定する 現況報告書（ <b>2 期分</b> ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現況報告書のうち、地方整備局の受付印が押されたページ（表紙）</li> <li>(2) 現況報告書のうち、財務事項一覧表</li> <li>※ <u>「建築関係コンサルタント」は不要</u></li> </ul>
⑩	財務諸表（ <b>2 期分</b> ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨の書類がない場合</li> <li>・法人の場合は、税務申告に添付している財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）</li> <li>・個人の場合は、税務申告に添付している財務諸表（【青色申告決算書または白色申告書】及び【確定申告書 B（第一表及び第二表）】）</li> </ul>

### 3. **資格の取消について**

申請書提出後に入札参加資格審査要綱第7条に該当したときは、入札参加資格を取り消します。  
(倒産、法律上必要な営業登録の取消等)

【以降、5・6については電子申請の対象外となります】

### 4. **組織変更等に伴う再審査の手続について**

合併、営業の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協業組合を設立した場合等は、随時資格の再認定を受けることができます。該当する場合は、再審査の受審の有無に関わらず、別に定める様式（合併等に関する届出書）により、土木政策課建設業振興担当まで、速やかにその旨を届出て下さい。

存続会社が高知県の建設・測量コンサルタント等業務入札参加資格を有しており、合併に伴い商号変更を行う場合は、再審査申請の前に建設・測量コンサルタント等業務入札参加資格の変更申請をしてください。

#### (1) 審査基準日

合併、事業譲渡、分割等の日の翌日

#### (2) 提出書類

○競争入札参加資格審査申請書類一式

- ・令和6、7年度競争入札参加資格再審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）（様式①）
- ・技術職員名簿（様式④）
- ・営業に関する登録の証明書の写し

○財務諸表

○合併、事業譲渡、会社分割等の契約書の写し

○合併、会社分割等に係る総会議事録の写し

○合併、会社分割等後の登記簿謄本

○合併、会社分割等後の納税証明書（滞納がないことの証明書）

国、都道府県、市区町村分が必要

※「滞納無し」という納税証明書の種類が無く、年度ごとでしか納税証明書が発行できない自治体の場合、直前1年分の全ての税目の納税証明書

○合併、分割等のフロー図

○その他

#### (3) 審査方法

原則、対面審査

## 5. **その他の再審査について**

次に該当することとなった場合は、直ちに土木政策課建設業振興担当へ報告して下さい。

- ①会社更生法の手続開始の申立てを行った者
- ②民事再生法の手続開始の申立てを行った者
- ③特定調停の手続開始の申立てを行った者

①、②又は③に該当することとなった場合は、再審査を行い、資格の再認定を受ける必要があります。（再審査を受けなければ、当分の間、指名等を差し控えることとなります。）

### (1) 審査基準日

受審する日によって異なりますので事前にご連絡下さい。

### (2) 提出書類

- ・令和6、7年度競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）（様式①）
- ・手続開始の決定書の写し
- ・貸借対照表及び損益計算書
- ・その他

## 6. **申請情報等**

高知県のホームページに申請様式等を掲載しています。

### 【入札参加資格関係】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/nyuusatusannkasikaku-index.html>

### 【【県外測量・建設コンサルタント】 競争入札参加資格審査申請】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2019111300105.html>

### 【要綱・要領・様式等ダウンロードについて】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/kensetsu-download.html>